

土地売却など情報登録箇所
(9月28日時点)

| 凡 例 | |
|-----|-------|
| ■ | 売 買 |
| ■ | 賃 貸 |
| ■ | 売買・賃貸 |
| ■ | 契 約 済 |

釜石市区画整理土地活用支援制度に登録されている
土地情報を公開します

市は、土地区画整理事業による宅地造成後の土地（換地）の利活用を推進するため、区画整理土地活用支援制度に登録された売却や賃貸を希望する土地情報を、市の窓口やホームページで公開しています。土地の取得、賃貸をお考えの人は利用をご検討ください。

■ 土地の購入・賃借を希望する人は

- 利用申し込み用紙、申し込み誓約書に必要事項を記入の上、持参または郵送で市都市整備推進室へ提出してください
- 申し込み用紙などは、市都市整備推進室に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます

■ 注意事項

市は、売却などの情報登録と発信のみを行い、売買などに係る交渉や協議には関与しません。土地の売買、賃貸借金額やその他の条件については、宅地建物取引業者を通じて協議・相談してください。なお、土地情報の登録や利用に費用はかかりません。

申しこみ
問い合わせ

市都市整備推進室 区画整理係
〒026-8686 只越町3-9-13 市役所第5庁舎2階 ☎27-8437 FAX22-9505

【制度の運用方法】



※宅地建物取引業者等に協力を要請

土地売却など情報登録箇所 (9月28日時点)



鵜住居地区住民説明会 (復興まちづくり協議会・ 地権者連絡会)を開催し ます

鵜住居地区の住民、事業者、地権者の皆さんへの参加をお待ちしています。申し込みは必要ありませんので、直接会場にお越しください。

■日時 10月27日(土)13時30分～
15時30分

■ 場所 鵜住居地区生活応援センター

■ 内容

- ・まちづくり計画の進捗状況およびスケジュールについて
 - ・土地区画整理事業の換地処分に向けて（今後の流れ）他

問い合わせ
市復興推進本部 事務局
☎27-8479

市道鵜住居線の一部通行止めをしています

区画整理事業に伴い、市道鵜住居線（鵜住居町第25地割付近）の一部で通行止めを行っています。工事期間中は、迂回路をご利用ください。

通行止め区間にお住まいの人には、誘導員が通行を確保します。

●規制期間 12月22日(土)17時まで

※天候などにより変更となる場合があります



問い合わせ 市都市整備推進室 区画整理係 ☎27-8437

復興事業造成宅地 貸付料の減免期間をお知らせします

市は、漁業集落部と東部地区東側の造成宅地を被災者に貸し付けた場合、貸付料を減免していますが、その減免期間を契約日から30年間とします。貸付料などは次のとおりです。

■ 貸付料（年額）の計算方法（減免なしのとき）

賃料 = 基本額 (適正な時価の5%) + 固定資産税相当額 (課税標準額の1.5%)

■ 減免後の貸付料

| 期間 | 貸付料(年額) |
|--------------|------------------------|
| 契約日から10年間 | 固定資産税相当額 |
| 11年目以降30年目まで | 適正な時価の3%に固定資産税相当額を加えた額 |

※10年経過後の減免措置は、内容を見直す可能性があります

(例) 土地価格(適正な時価)が400万円の場合の試算 (住宅用地に対する課税標準の特例を適用)

| 貸付・分譲土地 (適正な時価) | 貸付期間 | ①基本額 | ②固定資産税相当額 (課税標準額の1.5%) | 貸付料年額 (①+②) |
|---------------------------------|-----------------|---------------------|---------------------------|-------------|
| A地区200m ² (400万円) | 1年目～ 10年目まで | 0円 | 7,000円 | 7,000円 |
| | 11年目～ 30年目まで | 400万円×3% = 120,000円 | 7,000円 | 127,000円 |
| | 31年目～ 減免なし | 400万円×5% = 200,000円 | 7,000円 | 207,000円 |

再建のために土地や建物を取得する場合は、不動産取得税、登録免許税および固定資産税などの住宅再建に係る税の震災特例措置があります。詳細については、お問い合わせください。



釜石市土地開発公社が所有している嬉石松原地区の土地に、空き区画があります。希望する人にこれらの宅地を分譲します。

- 募集宅地数・3宅地
- 宅地面積・約180m²・約273m²
- 分譲価格の目安・約734万円・約1100万円
- 対象
- 宅地の分譲を希望する個人または法人。ただし、不動産業における宅地の売買および賃貸を目的とした取得はできません。
- 受付期間
- 10月15日（月）～11月14日（水）9時～17時
- ※土・日曜日、祝日を除く
- ※郵送の場合、11月14日（水）消印有効
- 申し込み
- 市都市整備推進室の相談窓口に備え付けの「画地の譲渡申請書」に記入の上、必要書類（申し込み者本人が確認できる運転免許証または健康保険証などの写し）を添えて同窓口に持参または郵送してください。
- 宅地の決定方法について
- ① 宅地ごとの申し込みが一人の場合には、その人に決定します
- ② 複数の申し込みがある場合は、釜石市土地開発公社が定める優先順位により決定します
- ③ 優先順位が同位の場合は、抽選により決定します
- 結果は、12月中旬に申し込み者全員にお知らせします。